

社会福祉法人東播福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人東播福社会（以下「法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（役員及び評議員の報酬）

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する児童福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第6条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表4により報酬及び旅費を支給することができる。

（適用除外）

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員で職員として勤務している時は、この規程は適用しない。

（改正）

第8条 この規程は改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

名称	報酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2（月額）（第4条関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬	270,000円	職員通勤手当による支給

別表3（日額）（第4条及び第5関係）

名称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	旅費規定による支給額
監事監査指導報酬等	10,000円	旅費規定による支給額

別表4（第4条及び第5関係）

名称	報酬
宿泊	12,000円
報酬	8,000円
その他	実費